

議案第9号

富津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
富津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）が施行されることに伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例を定めるとともに、保険料段階における所得要件の見直し等を行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市介護保険条例の一部を改正する条例

富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「200万円」を「210万円」に、「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号ア中「300万円」を「320万円」に、「400万円」を「420万円」に改め、同項第10号ア中「400万円」を「420万円」に、「500万円」を「520万円」に改め、同項第11号ア中「500万円」を「520万円」に、「600万円」を「620万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富津市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

- 3 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

4 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

5 第3項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。